

## ○水上村スクールバス運行に関する規則

令和6年2月26日  
教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、遠距離通学による教育機会の不均衡等を緩和し、義務教育の円滑な運営に資するため、水上村スクールバス（以下「スクールバス」という。）の安全かつ適正な運行、管理を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(スクールバスが利用できる者)

第2条 スクールバスが利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 学校の統合又は廃校により遠距離通学になった児童生徒で、水上村立水上学園へ通学するため別表に定める停留所を利用するもの
- (2) 通学に支障がある特別の事情がある児童生徒で、校長が特に必要と判断し、教育委員会がこれを認めたもの
- (3) 水上村立水上学園の学校行事として移動する場合の児童生徒、引率者等
- (4) 前3号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者

(利用申請)

第3条 前条第1号及び第2号の規定によりスクールバスを利用しようとする児童生徒の保護者は、水上村スクールバス利用申込書（別記様式第1号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

2 前条第3号及び第4号の規定によりスクールバスを利用しようとする者は、水上村スクールバス利用申請書（別記様式第2号）を利用開始日の10日前までに教育委員会に提出しなければならない。

(利用許可)

第4条 教育長は、前条第1項の利用申込書が提出された場合は、これを受理した日をもって許可したものとみなすことができる。

2 教育長は、前条第2項の利用申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めた場合に許可するものとする。

(利用許可の取消し)

第5条 教育長は、スクールバスの利用を許可した後、第2条の利用ができる者の範囲を逸脱していることが判明した場合は、許可を取り消すことができる。

(利用変更及び停止)

第6条 スクールバスの利用を変更及び停止しようとする児童生徒の保護者は、水上村スクールバス利用変更・停止申出書（別記様式第3号）を利用変更・停止開始日の10日前までに、校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の利用変更・停止申出書が提出された場合は、これを受理した日をもって承認したものとする。

(運行管理)

第7条 スクールバスの運行管理は、教育委員会が行う。

(運行業務の委託)

第8条 スクールバスの運行業務は、人員の輸送を安全かつ確実に実施できると認められる者に委託することができる。

2 前項の規定によりスクールバスの運行業務を委託された者（以下「受託者」という。）は、万全の運行体制を整えるとともに従事者の労務管理に努めなければならない。

(運転士)

第9条 運転士は、運行に際し、毎日出発前及び終了後車両の点検を行い、運転日志に所要の事項を記入し、運転外の時間は、車両の整備に専念し、給食車の運転、スクールバスの運転外の勤務に服務するものとする。

2 出発に先立ち急坂路前に必要に応じ、ブレーキ機能テストを行う等、常に安全運転について創意工夫し、万全を期するものとする。

(管理者)

第10条 運転士の中に管理者を置き、車両の点検及び記録をするとともに上司に所要の報告を行うものとする。

2 定期車検及び車両の工場整備を行うときは、上司に届け出るものとする。

(安全)

第11条 安全運転のため教育委員会は、道路に必要な標示を行い、適宜運転の実情を検査するものとし、児童生徒の意見を聴取する等必要な施策を講ずるものとする。

(中止等)

第12条 受託者は、気象の影響等により運行を中止又は日程を変更する場合は、教育長の許可を得るものとする。

(車庫等)

第13条 スクールバスの車庫及び停留所は、別表に掲げるとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(水上村スクールバス運行に関する規則の廃止)

2 水上村スクールバス運行に関する規則(昭和59年水上村教育員会規則第2号)は、廃止する。

附 則(令和5年4月27日規則第1号)

この規則は、令和5年5月1日から施行する。

附 則(令和6年2月26日規則第1号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条・第13条関係）

スクールバス車庫	湯山車庫	水上学園車庫				
路線名	停留所名					
湯山路線	上舟石	舟石	高澄	上本野	下本野	本野入口
	湯山小入口	金崎商店前	服部商店前	北目	湯山保育所前	馬場
	水上学園	元岩野小学校				
古屋敷路線	平谷	古屋敷	古川	戸屋野	久保田自動車横	森林組合前
	高橋	松山	水上学園	元岩野小学校		
岩野路線	坂下	元夏田商店前	川内公民分館	上五本松	下五本松	上小川内
	下小川内	覚井	上楠消防詰所前	高瀬	松山	高橋
	水上学園	元岩野小学校	里坊			

別記  
様式第1号（第3条関係）

水上村スクールバス利用申込書

年 月 日

水上村教育委員会  
教育長

様

住 所

保護者氏名

電話番号

年度における水上村スクールバスの利用について、関係規則等を承知し、下記のとおり申し込みます。

記

利用する 児童・生徒 の氏名		性別	男・女
学 年	年	行政区名	
利用路線名	湯山路線・古屋敷路線・岩野路線	停留所名	
理 由	1 遠距離通学のため 2 その他 〔 〕	期間	年 月 日から 年 月 日まで

※ 該当するものを○で囲んでください。

※ 学年は、利用を開始する時点の学年とします。

【学校記入欄】 上記の者のスクールバス利用については、 適当と認めただけで報告します。 年 月 日	校 長	教 頭	教 務		担 任
校長					
備 考					

上記利用申込を許可します。

年 月 日

水上村教育委員会 教育長



別記  
様式第2号（第3条関係）

## 水上村スクールバス利用申請書

年 月 日

水上村教育委員会  
教育長

様

（申請者）住所  
氏名  
電話番号

下記のとおり利用したいので申請します。

### 記

利用責任者	氏名
利用日時	年 月 日（ ）
乗車人員	人
利用目的	
行先、経路 予定時刻等	
備考	

上記利用申請を許可します。運行の際は、関係法令等を遵守してください。

年 月 日

水上村教育委員会 教育長



別記  
様式第3号（第6条関係）

水上村スクールバス利用変更・停止申出書

年 月 日

水上村教育委員会  
教育長 様  
住 所  
保護者氏名  
電話番号

年度における水上村スクールバスの利用について、下記のとおり変更・停止したいので申し出ます。

記

児童・生徒の 氏名			性別 ※	男・女
学 年	年	地区名		
利用路線名 ※	湯山路線・古屋敷路線・岩野路線		停留所名	
利用を中止 したい理由	〔 〕		利用中止 期間	年 月 日から 年 月 日まで

※ 該当するものを○で囲んでください。

【学校記入欄】 上記の者のスクールバス利用変更・停止については、適当と認めたので報告します。 年 月 日	校 長	教 頭	教 務		担 任
備 考					
上記の利用変更・停止申出を承認します。 年 月 日 水上村教育委員会 教育長					
					印